

大和証券投資信託委託株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

## ダイワ短期国際機関債ファンド（年 2 回決算型）—成長の絆（年 2 回）—

当社は、平成 27 年 1 月に運用を開始した「ダイワ短期国際機関債ファンド（毎月分配型）—成長の絆—」に加え、10 月 15 日に「ダイワ短期国際機関債ファンド（年 2 回決算型）—成長の絆（年 2 回）—」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。ファンドの概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

### 記

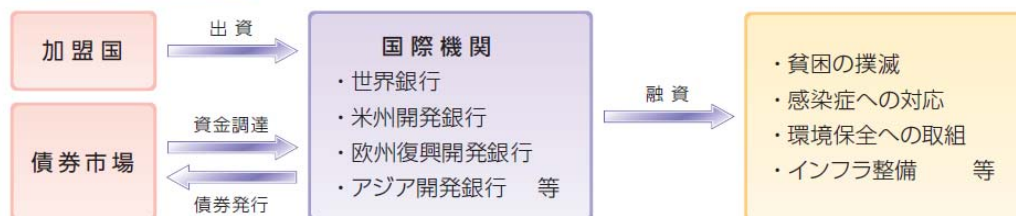
#### 1. ファンドの特色

### 1 国際機関が発行する新興国通貨建債券に投資します。

#### 国際機関とは

新興国を中心とした世界の各地域の経済発展等を目的に、複数の国によって出資・運営される国際的な組織をいいます。

#### 国際機関の役割



※当ファンドが投資対象とする国際機関は、上記に限定されるものではありません。

- 投資する債券は国際復興開発銀行(世界銀行)が発行する債券および取得時において同機関と同等以上の格付けを有する債券とします。

※平成27年7月末現在、世界銀行は信用度が最も高いAAA格を有しています。

#### 信用度と格付けについて

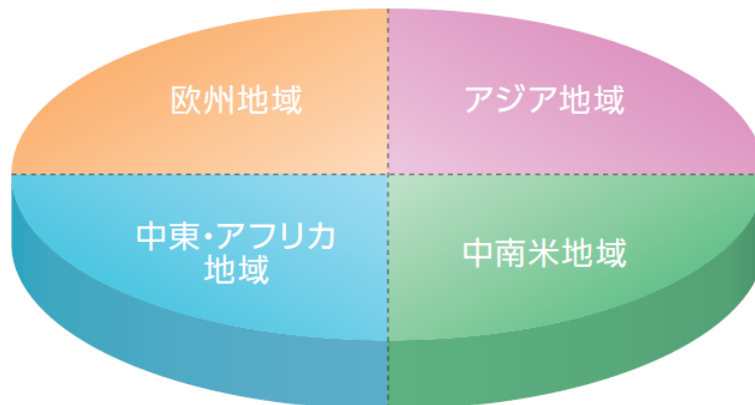
信用度	格付け	
	ムーディーズの場合	S&Pの場合
高い	Aaa	AAA
	Aa	AA
	A	A
	Baa	BBB
	Ba	BB
	⋮	⋮
低い		

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ(Moody's)やスタンダード・アンド・プアーズ(S&P)といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

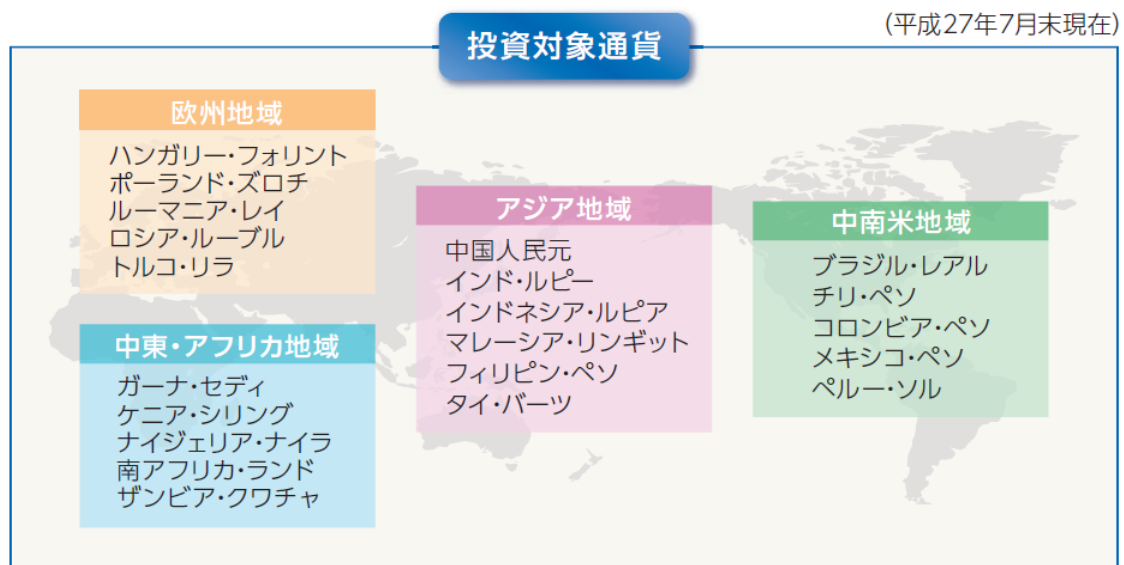
- 通貨の地域配分にあたっては、欧州地域、中東・アフリカ地域、アジア地域および中南米地域の4地域へ均等とすることをめざします。



(注) 上記はイメージであり、実際の配分とは異なります。

- 地域ごとに、各国の金利水準、経済情勢、流動性等を勘案して複数通貨を選定することを基本とし、市場動向を勘案して配分します。なお、組入通貨は、適宜見直しを行いません。

※市場環境によっては、上記の地域配分とならない場合や地域ごとに複数通貨とならない場合があります。



※上記の投資対象通貨は、JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット ブロードの構成国を参考に選定しています。

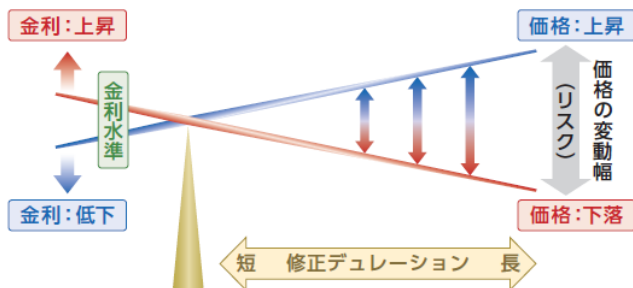
当該インデックス構成国以外の通貨を投資対象通貨とすることがあります。

※上記の投資対象通貨は、平成27年7月末現在のものであり、平成27年8月1日以降、変更する場合があります。

- ポートフォリオの修正デュレーションは、2年以内とすることを基本とします。

### 修正デュレーションについて

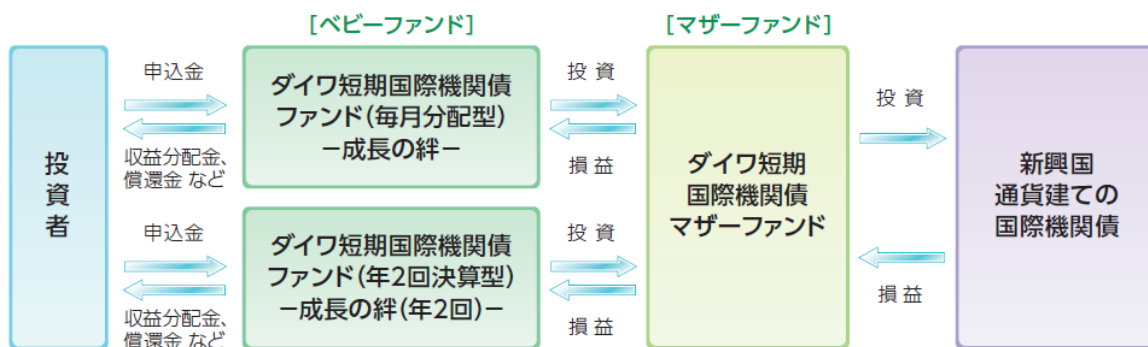
#### 金利変動と修正デュレーションの関係(イメージ)



- 修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。
- 修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動(ブレ幅)が大きくなります。

### ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。
- ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。  
 ※マザーファンドにおいて運用の効率化をはかるため、為替予約取引およびNDF取引<sup>(注)</sup>(直物為替先渡取引)を行なう場合があります。  
 (注)NDF取引とは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いた受渡しは行なわず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

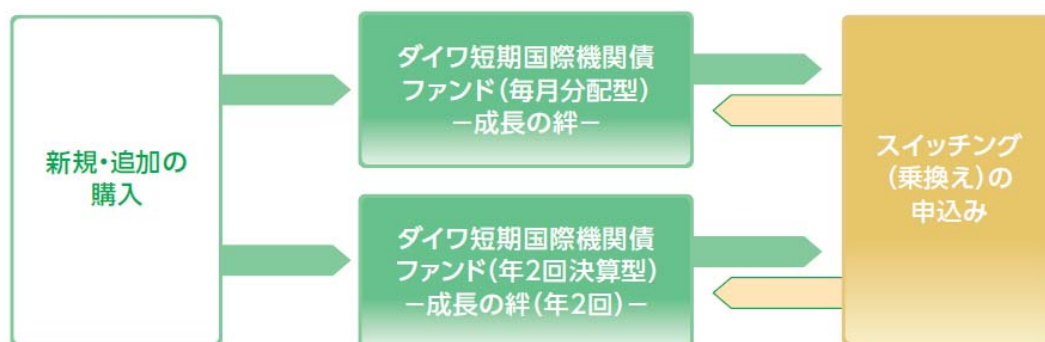
当初設定日直後(※)、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

(※)「年2回決算型」に限ります。

JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット ブロードは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P.Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

2 ダイワ短期国際機関債ファンド(毎月分配型) -成長の絆-、  
ダイワ短期国際機関債ファンド(年2回決算型) -成長の絆  
(年2回)-の2つのファンドがあります。

●各ファンド間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。



2つのファンドの運用方針は同一ですが、それぞれ、別のファンドとして運用を行なうため、運用実績は異なる場合があります。

**3** 2つのファンドは、それぞれ毎月または年2回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

**毎月分配型**

毎月21日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

**[分配方針]**

- 1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- 2 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

**収益分配のイメージ**



**年2回決算型**

毎年1月21日および7月21日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

※第1計算期間は、平成28年1月21日(休業日の場合翌営業日)までとします。

**[分配方針]**

- 1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- 2 原則として、経費控除後の配当等収益等を中心に分配することをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

**収益分配のイメージ**



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。  
※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。  
※ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

[ 収益分配金に関する留意事項 ]

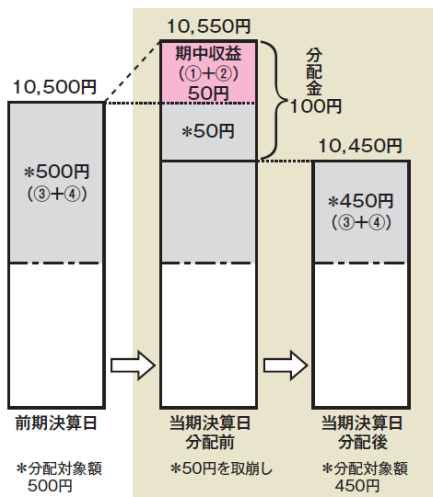
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



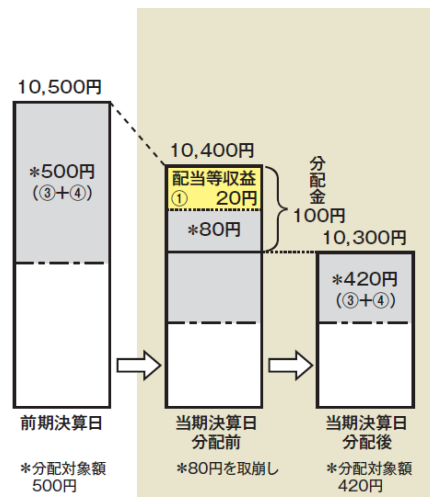
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



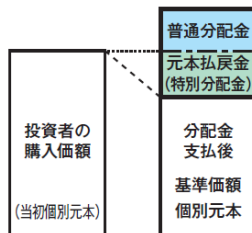
(前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

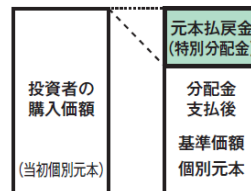
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりか小さい場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
 元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金) 減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

2. 投資リスク

**基準価額の変動要因**

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因	
公社債の価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。 NDF取引を行なう場合、コストは需給や規制等の影響により、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となる場合があります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### 3. ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 3.24%(税抜3.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容											
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.4472% (税抜1.34%)	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。											
委託会社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。											
販売会社		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。											
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>〈運用管理費用の配分*〉 (税抜)(注1)</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000億円以下の部分</td> <td>年率0.60%</td> <td>年率0.70%</td> <td rowspan="2">年率0.04%</td> </tr> <tr> <td>3,000億円超の部分</td> <td>年率0.55%</td> <td>年率0.75%</td> </tr> </tbody> </table>	〈運用管理費用の配分*〉 (税抜)(注1)	委託会社	販売会社	受託会社	3,000億円以下の部分	年率0.60%	年率0.70%	年率0.04%	3,000億円超の部分	年率0.55%	年率0.75%	
〈運用管理費用の配分*〉 (税抜)(注1)	委託会社	販売会社	受託会社										
3,000億円以下の部分	年率0.60%	年率0.70%	年率0.04%										
3,000億円超の部分	年率0.55%	年率0.75%											
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。											

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



4. ご参考

◆ 販売会社：大和証券

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	平成27年10月15日から平成28年10月14日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
設定日	「年2回決算型」について 平成27年10月15日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受けた購入の申込みを取消すことがあります。
スイッチング(乗換え)	「毎月分配型」と「年2回決算型」の間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。
信託期間	「毎月分配型」 平成27年1月22日から平成32年1月21日まで 「年2回決算型」 平成27年10月15日から平成32年1月21日まで 受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	「毎月分配型」 毎月21日(休業日の場合翌営業日) 「年2回決算型」 毎年1月21日および7月21日(休業日の場合翌営業日) (注)「年2回決算型」の第1計算期間は、平成28年1月21日(休業日の場合翌営業日)までとします。
収益分配	「毎月分配型」 年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 「年2回決算型」 年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取り扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信託金の限度額	各ファンドについて5,000億円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[ <a href="http://www.daiwa-am.co.jp/">http://www.daiwa-am.co.jp/</a> ]に掲載します。
運用報告書	「毎月分配型」については毎年1月および7月の計算期末、「年2回決算型」については毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です(平成26年1月1日以降)。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※平成27年7月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◆ 受託会社：りそな銀行

5. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書(交付目論見書)」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上